

第 3 部

学識経験者の意見

平成30年度（対象：平成29年度の事務事業）滑川市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価にあたって、客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて、学識経験を有する者の意見を聴いた。

1 学識経験者（評価委員）

（五十音順、敬称略）

氏 名	職 業 ・ 職 歴
大石 昂	富山大学名誉教授
佐々 禮子	前社会教育委員長
稲垣 宗之	元滑川中学校長

（任期 平成30年4月1日～平成32年3月31日）

2 意見聴取日等

平成31年1月11日（金） 評価委員会の開催による意見聴取

（評価委員全員、教育委員全員、教育長、事務局職員）

3 平成29年度実績に対する学識経験者の主な意見

○学校教育の充実について

・英語教育に関し様々な事業を行っているが、2020年度の英語の教科化へ向けて、英語によりコミュニケーション能力を養えるように引き続き取り組んでいただきたい。

・不登校児童生徒適応指導事業は必要な事業であるが、不登校の児童生徒をなくすために、児童生徒が生きる力を身に付ける教育を行っていただきたい。また、不登校児童生徒に専門家が対応を行うことは必要なことであるが、教職員も専門家の手法を学び児童生徒に接していただきたい。

・教職員が研修を受講することは、自信につながるもので、今後も積極的に研修の機会を提供していただきたい。

- ・近年、休職する教職員が多いとの報道がある。市としても先生の心身の健康に配慮していただきたい。

○生涯学習の推進について

- ・ディスカバー滑川ふれあい事業において、富山湾岸クルージングを体験しているが、滑川市を海から眺めることは、郷土を知ることにとって大切なことであるので、継続していただきたい。

○スポーツの推進について

- ・スポーツエキスパートは、競技力向上に資するものであり、更なる増員を検討していただきたい。

- ・総合体育センター整備費は、成果指標が利用者数とあるが、整備個所数などにすべきではないか。

○子育て支援について

- ・幼児教育・保育の無償化や認定こども園への移行などに適切に対処されたい。

- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室など、一体的な放課後の子どもの居場所づくりを推進されたい。

平成28年度実績に対する意見への対応状況

平成28年度の事務の管理及び執行に関しては、3名の学識経験者から「総合評価においては、評価Aの割合が多く概ね順調に実施されている。今後も適正に事業を実施していただきたい。」旨の評価をいただいたが、意見も何点かいただいた。

教育委員会としてはこれらの意見を受け止め、平成29年度においては、事業の有効性等を意識しながら教育行政のさらなる効果的推進に努めてきたところであり、個々の事項等について受けた意見に関しては、下記のとおり対応した。

1 学識経験者（評価委員）

（五十音順、敬称略）

氏名	職業・職歴
大石 昂	富山大学名誉教授
山岸 和敏	前滑川市体育協会会長
稲垣 宗之	元滑川中学校長

（任期 平成28年10月1日～平成30年3月31日）

2 平成28年度実績に対する意見への対応状況

○点検・評価制度について

（意見）事業目的と成果指標、総合評価の関係について、教育の成果ということで数字と整合性が合いにくい部分はあるが、第三者に説明できるようにされたい。（特別支援教育推進事業の成果指標で、スタディ・メイト配置校数が100%になっているが、公平性において「充足されているとはいえない」とあり総合評価が「B」となっている。スタディ・メイト配置校数だけでなく、各学校での必要数を記載するなど。）

（対応）ご指摘の特別支援教育推進事業については、成果指標と改革・改善策の内容が合致するようにしました。

（意見）総合評価「B」の事業が昨年度と同一であり、改革・改善策が昨年度と同様のものについては、さらに検討されたい。また、語学指導外国青年招致事業と教育研究奨励費は「A」としてもよいのではないか。

(対応) 語学指導外国青年招致事業については、小学校の英語教科化に向けて対応が必要であり、教育研究奨励費については、補助団体の精査等が引き続き必要なため、共に「B」とした。

○学校教育の充実について

(意見) ALTの活動に資するためのカリキュラムの作成等工夫をしていただきたい。小学校の場合に、英語が苦手な学級担任がALTとコミュニケーションを取らず、英語活動支援員に任せてしまうことは避けていただきたい。

(対応) 学級担任、ALT、英語活動支援員が相互に連携をとり、カリキュラムの作成をする。

○生涯学習の推進について

(意見) ネブタ流し継承事業費について、価値ある文化財の保存継承が困難とならないよう地域への啓発等取組みを強化していただきたい。

(対応) ネブタ流しへの新規参加などを促す等の取組みを強化したい。

○スポーツの推進について

(意見) 社会体育施設管理費について、利用者が多い中、老朽化していく施設において安心・安全に利用できるよう不断の点検、修繕等整備されたい。

(対応) 毎年度、点検、修繕等を行っている。

H29年度実施

- ・小中学校グラウンド社会体育施設照明等修繕
 - 滑川中学校 グラウンド照明ランプ交換
 - 東部小学校 グラウンド照明制御盤タイマー修繕
 - 南部小学校 グラウンド照明リレースイッチ修繕
 - 下梅沢テニスコート 分電盤漏電修繕

滑川市教育委員会教育に関する事務の点検及び評価実施要綱

平成21年1月23日教育委員会議決

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、滑川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 点検及び評価は、毎年度、その前年度における教育委員会の運営状況及び事務事業の執行状況について行うものとする。

2 点検及び評価を行うに当たっては、法第27条第2項に定める学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見の活用を図るものとする。

(学識経験者)

第3条 学識経験者は、滑川市の教育に関して学識経験を有する者のうちから3人を教育委員会が委嘱する。

2 学識経験者の任期は2年とする。ただし、補欠の学識経験者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者は再任されることができる。

(報告書の作成等)

第4条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、滑川市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け等により公表するものとする。

(庶務)

第5条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会事務局学務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される学識経験者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

